

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画

(石見さくら会居宅介護支援事業所)

法 人 名	社会福祉法人石見さくら会	種 別	居宅介護支援
代 表 者	漆谷 光夫	事業所長	内藤 栄恵
所 在 地	邑智郡邑南町矢上 3 4 7	電話番号	0855 - 95 - 3262

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画

社会福祉法人石見さくら会
石見さくら会居宅介護支援事業所

第Ⅰ章 総論

1. 目的

本計画は、日本国内で新型インフルエンザ等の大流行が懸念される場合に備え、当事業所の実施すべき事前対策、感染防止対応ならびに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項等を定める。

2. 基本方針

当事業所の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は一般人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。
③ 職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

3. 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
① 新型インフルエンザ等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速に蔓延するおそれがあるものに限る）をいう
② 発生段階	国における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で規定されている新型インフルエンザ等の流行レベルをいう。（表1）
③ 対応ステージ	事態の進展に合わせた段階的な対応を実現するために、本計画では上記「発生段階」をもとに、以下ステージを設定し、ステージ区分ごとに行動方針等を定める。（表1） ・ステージ0：発生段階における「未発生期」 ・ステージ1：同「海外発生期」～「国内発生早期・地域未発生期」 ・ステージ2：同「国内発生早期・地域発生早期」～「国内感染期・地域発生早期」 ・ステージ3：同「国内感染期・地域感染期」～「小康期」
④ 感染予防	新型インフルエンザ等の発生時に感染予防・感染拡大防止・感染者対応等

対応	の観点から必要となる対応事項
⑤ 業務継続 対応	新型インフルエンザ等の発生時における業務の継続・縮小・休止等の観点 から必要となる対応事項
⑥ 特定接種	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条に基づき、「医療の提供並び に国民生活及び国民経済の安定の確保」に必要不可欠な事業に従事する者 に対して臨時に実施される予防接種のこと。
⑦ 濃厚接触 者	新型インフルエンザ等の患者と長時間居合わせた等により、新型インフル エンザ等への感染が疑われるもの。

(表 1) 発生段階と対応ステージ

発生段階				ステージ
段階	状態			
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態			ステージ0 (→第Ⅱ章)
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態			ステージ1 (→第Ⅲ章)
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生していない状態	県内及び邑智郡隣接地域での発生なし	
		(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	ステージ2-1 島根県東部で発生	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		ステージ2-2 邑智郡隣接地域で発生(広島県の隣接地域含む)	
			ステージ2-3 邑智郡内で発生	
小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		ステージ2-4 事業所内感染発生	
		(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
				ステージ2 (→第Ⅳ章)
				ステージ3 (→第Ⅴ章)
			(小康状態)感染拡大期を経過し、新たな発症例が減少している状況(ステージ1と同様)いずれ	

		かの都道府県での	
		発症例はみられるものの、その都道府県数が増加傾向にない状況	

注：地域感染期に至らない段階で、自事業所で感染者が発生した場合は、ステージ3に準じた対応を実施する。

ステージに応じた対応策を講じることとするが、感染状況等（例えば、県東部で発生しても一定期間に新たな発症がみられない等）により、ステージの変更を行う。

4. 業務分類

本計画では、当事業所の業務を重要度に応じて4段階（A～D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。（表2）

（表2）業務分類

業務	内容	当事業所における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	・利用者及びその家族の健康状態等の確認 ・利用者及びその家族からの要望に基づく訪問 ・サービス利用に伴う諸手続き （各種申請書作成、給付管理表の作成等）
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	・サービス利用制限に伴うサービス調整及び介護計画（ケアプラン）変更 ・感染予防に関する啓蒙活動
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	・モニタリングの為に訪問 ・担当者会議
D	休止・延期できる業務	上記以外の業務

注：当事業所の組織自体を維持するために、職員への給与支払い、各種物品の調達/整備/修繕、資金繰り、取引先への支払い等、ヒト・モノ・カネに関する業務も上記「業務A」に位置付ける。

5. 主管部門

本計画の主管部門は、所長とする。

6. 対応全体像

本計画で定める対応全体像は【様式1】のとおり。

以下（第Ⅱ章～Ⅴ章）、ステージごとに対応を整理する。

7. 被害想定

本計画が前提とする被害想定は【様式2】のとおり

第Ⅱ章 ステージ0（未発生期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等がまだ発生していない状況。

したがって、対応は、計画のメンテナンス・周知と、ステージ1以降の緊急時対応を見据えた事前準備が中心となる。

1. 対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、所長の統括のもと、事業所の関係部門が一丸となって対応する。

2. 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
計画のメンテナンス		毎年以下の観点からメンテナンスを実施 ☐ 業務分類の妥当性の検証 ☐ 新型インフルエンザ等に関する最新情報（法改正・被害想定改定等）の反映 ☐ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 ☐ 訓練等で洗い出された課題の反映 等	様式 3
計画の周知徹底		定期的に以下の研修・訓練等を実施 ☐ 新型インフルエンザ等感染症の基礎知識に関する研修 ☐ 本計画の内容に関する研修 ☐ 本計画の内容に沿った実動・机上訓練 等	様式 4
緊急時対応の事前準備	体制構築	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 緊急時の以下役割分担・代行者の検討 ・全体統括 ・情報収集 ・利用者家族等への情報提供 ・感染予防対応に関する業務（業務B）の統括 ・業務継続対応に関する業務（業務A、C、D）の統括 等 ☐ ステージ3（地域感染期）における体制の在り方 ・新型インフルエンザ対策委員会を設置 等	様式 3 様式 5 様式 6
	感染予防対応	以下に関する検討・見直しを実施 ☐ 利用者家族等との連絡方法の整理 ☐ 職員に対して、マスク・手洗い等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 ☐ 備蓄品管理 ☐ 来所者向け検温ルールの整備 ☐ 職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備 ☐ ハイリスク職員※（妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等）の把握 ※インフルエンザに罹患すると重篤化する恐れがある者 ☐ 特定接種の登録手続※ ※上記に付随して以下を整理	様式 6 様式 4 様式 7 様式 8 様式 9

第Ⅲ章 ステージ１（海外発生期～地域未発生期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等は発生しているものの、事業所の周辺地域では感染者が発生しておらず、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化していない状況。

したがって、ここでの対応は、感染状況を中心とした情報収集と、ステージ２（地域発生早期）以降に実施する「感染予防対応」の準備、ならびに、同対応・「業務継続対応」の実施に関する利用者及び家族等への事前アナウンスが中心となる。

１．対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、所長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所長	他職員
情報収集	所長	他職員
利用者家族等への情報提供	利用者担当者	他職員
感染予防対応に関する統括（主に準備）	所長	他職員

２．対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
情報収集	主に以下に関する情報を収集 ☐ 新型インフルエンザ等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体・保健所等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣他事業所状況 等	様式 3 様式 6 様式 6
利用者家族等への情報提供	利用者家族等との連絡体制を構築 利用者家族等に、ステージ２（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達 ☐ 事業所来所時（利用者）のルール（詳細は第Ⅳ章） ☐ 利用者感染（疑）時の対応（同上） ☐ 提供業務の縮小・休止（詳細は第Ⅳ章、第Ⅴ章） 等 発生段階「国内発生早期」以降は、適宜以下情報を提供 ☐ 利用者の現状 等	様式 6 様式 6
感染予防対応の実施	個人対応の依頼 職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 ☐ 日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い・手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケットの励行 ☐ 極力人ごみを避ける（２mルールの励行） 等	
	組織として対応 事業所入口とトイレに以下備蓄品を配備し使用を励行 ☐ アルコール 等 【利用者】 ☐ 利用者及び家族の体調確認 ☐ 感染防止策を講じて通常の事業所サービス実施 ＊感染予防策は原則３密状態の回避、マスク着用、手洗い、	様式 7

	手指消毒(原則アルコール消毒)の励行 【職員】 ☐ 毎日1回検温 37.5℃以上の発熱がある場合には、出勤を見合わせるとともに、感染症状が見られる場合は、事業所長及び指定機関への連絡。 ☐ 日常的にマスク着用(手作りマスクの利用可) ☐ 日常的に手洗い・手指消毒(原則アルコール消毒)、うがいの励行 ☐ 施設内行動及び私的外出(勤務日以外含む。)に際しては3密状態を避ける。 ☐ 出張(外部研修含む)、宴会など会合への参加禁止 ☐ 中国5県及び新規感染者の発生が散発的で一定程度に収まっている都道府県【注1】に限り外出を可(※1)とする。但し、中国5県の各県において、注1の判断基準を超えた場合、また感染発症多発地域【注2】と判断した場合は、不要不急の外出を禁止するが必要な往來は認める。必要な往來とは、慶弔、医師の治療が必要な通院、介護等々のやむを得ない事情の場合。この場合、往復時は公共交通機関の利用を避け、長い滞在と目的以外の活動は自粛すること。また、三大都市圏等の感染発症多発地域にやむを得ない事情で外出する場合は、事前に関係長へ報告するとともに、帰宅日を含めて1週間の出勤を見合わせ。但し、帰宅後無症状でPCR検査を受検し、その結果が陰性の場合は出勤を可とする。この場合、受検費用の半額を法人が負担する。 ※1…感染予防策を徹底し、出来るだけ不要不急の外出を控えること。夜の飲食や長時間に及ぶ飲食、多数集まる施設の利用を控えること。 ☐ 行動履歴記載(県外への行動のみ、町内行動の記載は第3段階より) ☐ 家族等の帰省(帰郷、里帰り)の報告。感染発症多発地域から家族等が帰省する場合は、所属長へ報告すること。この場合、帰省者と家庭内で濃厚接触者とならないよう「家庭内感染予防」を励行すること。 ☐ 職員及び同居家族(上記の帰省者がいる場合はその者を含む。)の健康チェックシートの記載及び提出(提出は施設長の指示による) 【取引先】 ☐ 利用者宅へ訪問する次の者に対し、注意喚起を行う。 ・住宅改修業者 ・福祉用具貸与・販売業者 ・訪問介護・訪問看護 【その他】 ☐ 訪問等に車両を使用した場合、ハンドルやギアなど、手が触れた所を次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。	
感染予防対策の準備	以下対応を実施 ☐ 備蓄品のチェック(不足があれば調達) 職員/利用者/委託業者等に対して、ステージ2(地域発生早期)以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。 ☐ 事業所来所ルール(詳細は第四章) ☐ 体温・体調のデイリーチェック(同上)…職員・利用者のみ ☐ ワクチンの特定接種の同意(同上)…職員のみ ☐ 業務上の縮小・休止(同上)…職員・利用者のみ	様式 7 様式 6

	□感染（疑）者発生時の対応（同上）等	
業務継続 対応の準備	以下対応を開始する □出勤情報の集約管理・欠勤可能性検証 □同一法人内での情報共有 （ステージ3（地域感染期）以降の応援可能か確認） □過去勤務していたOB・OGへのアプローチ （ステージ3（地域感染期）以降の臨時勤務が可能か確認） □近隣事業所との情報共有 （ステージ3（地域感染期）以降の応援可能か確認） □委託業者の事前連携について情報共有等 職員/利用者/利用者家族に対して、ステージ3（地域感染期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。 □業務A・C・Dの縮小・休止（詳細は第Ⅴ章）等	様式 10

第Ⅳ章 ステージ２（地域発生早期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が事業所の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化していない状況。したがって、対応は、感染予防対応の本格実施と、ステージ３（地域感染期）以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。尚、発生状況を「県東部で発生（ステージ２-１）」「邑智郡隣接地域で発生（広島県の隣接地域含む）（ステージ２-２）」「邑智郡内で発生（ステージ２-３）」に区分し、区分に応じて対応する。

１．対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、処理する業務量が膨大になることと、状況が刻々と変わる中での情報共有が重要となることから、以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、〇〇会議室で業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所長	他職員
情報収集	所長	他職員
利用者家族等への情報提供	利用者担当者	他職員
感染予防対応に関する統括	所長	他職員
業務継続対応に関する統括	所長	他職員

２．対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
情報収集と共有	以下に関する情報を継続して収集のうえ事業所内で共有 ☐ 新型インフルエンザ等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣他事業所の対応状況 ☐ 職員・職員家族・利用者の感染状況 ☐ その他利用者家族・委託業者等の感染状況 等	様式 3 様式 6 様式 6 様式 5 様式 11 様式 6 様式 11
利用者家族等への情報提供等	適宜以下情報を提供 ☐ 利用者の現状 等	様式 5
感染予防対応の本格実施	個人対応の依頼 職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 ☐ 日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い・手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケットの励行 ☐ 極力人ごみを避ける（２mルールの励行） 等	
	組織として対応 以下（表３）の実施 ステージ２-１（県東部で発生）	

		利用者	ステージ 1 の対応策を継続	
		職員	☐ 毎日 2 回検温 ☐ 町外への訪問禁止 ※上記以外はステージ 1 の対応策を励行	
		取引先	ステージ 1 の対応策を継続	
		その他	ステージ 1 の対応策を継続	
		ステージ2-2 （邑智郡隣接地域で発生）広島県の隣接地域含む		
		利用者	☐ サービス制限 利用者及び家族の体調を電話等で確認を行い原則訪問しない。 利用者やその家族からの強い要請や連絡調整の為の訪問は例外とする。	
		職員	☐ 37 度以上となっていなくても、通常より体温が上昇している、或いは、のどの痛み、倦怠感等感染症状がみられる場合には、事業所所長と相談の上、自宅待機（1 日程度）とし、身体状況を観察する。 ※上記以外はステージ 2 - 1 の対応策を励行	
		取引先	☐ 訪問禁止	
		その他	※ステージ 2 - 1 の対応策を継続	
		ステージ2-3 （邑智郡内で発生）		
		利用者	※ステージ 2 - 2 の対応策を継続	
		職員	☐ 通勤を除き町外への、不要不急の外出を禁止 ☐ 勤務体制は、災害時の非常勤務体制に準じた体制とする ※上記以外はステージ 2 - 2 の対応策を励行	
		取引先	※ステージ 2 - 2 の対応策を継続	
		その他	※ステージ 2 - 2 の対応策を継続	

業務継続対応の準備	以下対応を継続実施する ☐ 出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討 ☐ 同一法人内での情報共有 (ステージ3 (地域感染期) 以降の応援可能か確認) ☐ 過去勤務していたOB・OGへのアプローチ (ステージ3 (地域感染期) 以降の臨時勤務が可能か確認) ☐ 近隣事業所との情報共有 (ステージ3 (地域感染期) 以降の応援可能か確認) 等	様式 10 様式 11
-----------	---	---------------------------

(表3) 感染予防対応（組織として対応）の本格実施

項 目			対応事項	関係 様式
事業所関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応 (発生後も継続対応)	備蓄品配備		☐ 必要な備蓄品を配備	様式 7
	業務B① 来所に関するルール	マスク着用	☐ 対職員・利用者家族・委託業者等 ☐ 事業所内でのマスク着用を依頼 ☐ 入口受付に依頼文を掲示 ☐ 入口受付に持参しない方用にマスクを一定数配置 ※実施可能な者に対してのみ依頼	様式 6 様式 7
		事業所入口・トイレでのアルコール使用	☐ 対職員・利用者委託業者等 ☐ 事業所入口・トイレにアルコールを設置 ☐ 事業所立ち入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 ☐ 入口受付に依頼文を掲示 ☐ 利用者の消毒をサポート	様式 7
		公共交通機関による来所禁止	☐ 対職員・委託業者等 ☐ 極力、公共交通機関を使つての来所を制限 ☐ 不可能な場合はラッシュ時を避けて来所を依頼	
		不要不急の来所禁止	☐ 対委託業者等 ☐ 不要不急の来所を制限	
		来所者への事業所入口での検温実施	☐ 対委託業者等 ☐ 事業所入口に非接触型体温計を設置 ☐ 事業所立ち入り時の体温チェックを依頼 ☐ 体温が37.5度以上ある場合は立ち入りを制限 ☐ 入口受付に依頼文を掲示	様式 7 様式 8
		体調不良者の立ち入り禁止	☐ 対利用者 ☐ 体温が37.5度以上ある場合は立ち入りを制限する。 ☐ 対職員 ☐ 体調不良者の出勤禁止 ☐ 対委託業者等 ☐ 体調不良者の立ち入りを制限 ☐ 入口受付に依頼文を掲示	様式 9 様式 8
		ハイリスク職員の出勤禁止	☐ 対職員 ☐ ハイリスク者※の出勤停止 ※妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等	
	業務B② その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	☐ 対職員・職員家族 ☐ 毎朝出勤前の検温と結果を記録 ☐ 検温結果が37.5度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は、上長への報告を義務化 ☐ 上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊職員本人が37.5度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ＊職員家族が37.5度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合の職員の出勤可否は適宜判断 ☐ 職員及び家族の行動記録票の記載	様式 9
		状況に応じてワクチン接種	☐ 対職員・サービス提供に欠かせない委託事業者 特定接種 保健所から特定接種実施の通知（総枠・対象者数等）を受けた後、以下を実施。 ☐ 接種実施医療機関等と日程を調整 ☐ 対象者に接種につき説明し同意をとりつけ、接種医療機関等に接種予定者名簿を提出 ☐ ワクチン接種を実施※ ※職員証等身分証明を携行することが必要	様式 6
	業務Dの 縮小・休止	実習生・ボランティアの受け入れ休止	☐ 実習生・ボランティアの受け入れを休止	
		不要不急の行事休止	☐ 不要不急の行事を休止	
		不要不急の外出・会議の休止	☐ 職員・利用者の不要不急の外出を休止 ※感染が報告されている地域への不要不急の外出を禁止 ☐ 外部（近隣事業所・委託業者等）との不要不急の会議を休止 ☐ 出張、宴会等会合への参加禁止	
	業務A・C・Dの業務体制の縮小		☐ 最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討 ☐ 生命・健康に大きな影響を与えない利用者・家族に対してサービス中止・頻度削減の依頼	
事業所関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	事業所内で 発症	情報収集・報告	☐ 事業所内で感染(疑)者を発見時、上長への報告を義務化 ☐ 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	様式 9 様式 6
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 ☐ 可能な限り、感染者等に発症前2週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ☐ 上記情報から濃厚接触者を確定※ ※組織実態に応じて臨機応変に判断 ⇒（参考）濃厚接触者とする例	様式 5 様式 6

			＊感染者と同居している者 ＊感染者と食事等をともにした者 ＊感染者と閉ざされた環境で2 m以内の距離で15分以上マスクを付けず同席した者 ☐ 該当者に2週間の来所を禁止	様式 5 様式 6
		情報開示	☐ 感染していることが確定した場合、状況に応じて、その情報を関係者に伝達 ☐ 状況に応じて、事業所入口に情報を掲示	様式 5 様式 6
	事業所外で 発症	情報収集	＜対職員＞ ☐ 本人・家族が感染した場合、上長への報告を義務化 ＜対利用者・利用者家族＞ ☐ 利用者・利用者家族が感染した場合、事業所への連絡を依頼する。 ＜対委託業者等＞ ☐ 感染者の来所が発症前、2週間以内であった場合の報告を依頼	様式 9
		報告	☐ 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	
		感染者の来所禁止	☐ 感染者に完治後2週間の来所を禁止	様式 5 様式 6
		消毒	☐ 可能な限り、発症前2週間の行動（事業所内のどこに行って、何を触った）を確認 ☐ N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、上記情報をもとに消毒を実施	様式 7
		濃厚接触者の来所禁止	☐ 可能な限り、感染者等に発症前2週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 ☐ 上記情報から濃厚接触者を確定 ☐ 該当者に2週間の来所を禁止	様式 5 様式 6 様式 5 様式 6
		情報開示	☐ 状況に応じて、感染者発生情報を関係者に伝達 ☐ 状況に応じて、事業所入口に情報を掲示	様式 5 様式 6

第Ⅴ章 ステージ3（地域感染期～小康期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が事業所内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。

したがって、対応は、ステージ2（地域発生早期）から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。

なお、小康期においては、各対応を事態の進捗に応じて段階的に縮小していく。対応の詳細はステージ「小康状態」のとおり。

1. 対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、前ステージ同様、対策本部にて実施する。

2. 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
情報収集と共有		以下に関する情報を継続して収集のうえ事業所内で共有 ☐ 新型インフルエンザ等の感染拡大状況 ☐ 国・自治体等の対応状況 ☐ 委託業者・近隣病院・近隣他事業所の対応状況 ☐ 職員・職員家族・利用者の感染状況 ☐ その他利用者家族・委託業者等の感染状況 等	様式 3 様式 6 様式 6 様式 5, 11 様式 6, 11
利用者家族等への情報提供		適宜以下情報を提供 ☐ 利用者の現状（罹患状況・ワクチン接種状況等）	様式 6
感染予防対応の本格実施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 ☐ 日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可） ☐ 日常的に手洗い、手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケットの励行 ☐ 極力人ごみを避ける（2mルールの励行） 等	
	組織として対応	第Ⅳ章（表3）の継続実施	
		ステージ「小康状態」	
		利用者 ☐ ステージ1の対応策を継続 職員 ☐ 出張（外部研修含む）は、新たな発症例が2週間以上みられない地域での実施で、感染予防策（3密とならない対応策）が講じられていることが確認できる場合は参加可 ☐ 宴会・食事は大人数（基準10名以上）となる場合を除いて参加可。	

			ただし、開催時点で感染発症例が見られる地域では不可 □町内での会合、サークル活動（本会施設内での活動含む）等は町民限定の場合は参加可 □県外への外出時にのみ行動履歴票記載 □上記以外はステージ１の対応策を励行 □職員がワクチン接種により抗体がある場合は、上記の対応策を原則解除する	
		取引先	□ステージ１の対応策を継続	
		その他	□ステージ１の対応策を継続	
業務継続対応の本格実施		以下（表４）の実施		

(表 4) 業務継続対応の本格実施

項目		対応事項	関係様式
業務の 絞り込み	業務Dの縮小・ 休止	☐ 業務Dの縮小・休止を検討・実施	
	業務Cの縮小・ 休止	上記対応後、以下について縮小・休止を検討・実施 ☐ モニタリングの為に訪問 ・担当者会議	
業務手 順の変 更(省力 化等)	業務Aの業務手 順の変更	業務Dの縮小・休止後、以下を検討・実施する ☐ 利用者及びその家族の健康状態等の確認 ・利用者及びその家族からの要望に基づく訪問 ・サービス利用に伴う諸手続き (各種申請書作成、給付管理表の作成等) 等	様式 7
ヒトの やりく り	出勤情報の集約 管理・欠勤可能 性の検討・シフ ト変更	☐ 職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検 証 ☐ 上記「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検 討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更実施	様式 10, 11
	同一法人内別組 織への応援要請	☐ 上記シフト変更の結果、人手不足が発生するこ とが見込まれる段階で、同一法人内別施設等に応援 を要請	様式 6
その他	備蓄品の確保	☐ 業務内容変更によって使用する備品を配備	様式 7
	過重労働・メン タル対応	前提として、以下を実施する。 ☐ 勤務時間管理をしっかりとやる ☐ 日頃の声掛けやコミュニケーションを大切に し、心の不調者がでないように努める 長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く場 合、状況に応じて、以下のように対応 ☐ 週に1日は完全休日をもうけるようシフトを組 む ☐ ひと月あたりの残業が80時間を超える者に対し て、医師による面談・健康状態等へ助言を実施 等	

以 上

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和2年7月30日	作成
令和2年12月23日	改定
令和3年9月27日	改定
令和5年4月1日	改定

<添付様式>

N0	様式	備考
1	新型インフルエンザ等対応全体像	
2	新型インフルエンザ等被害想定	
3	新型インフルエンザ等に関する情報入手先	
4	新型インフルエンザ等に関する研修素材	
5	事業所内職員連絡網	
6	事業所外連絡先リスト	
7	備蓄品リスト	
8	来所者立ち入り時体温チェックリスト	
9	職員・利用者体温・体調チェックリスト	
10	職員属性管理リスト	
11	感染者管理リスト	

様式 1 新型インフルエンザ等対応全体像

対応項目				ステージ⇒	ステージ0	ステージ1	ステージ2		ステージ3		
				発生段階⇒	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期	
						地域未発生期	地域発生早期	地域感染期			
主な対応事項					・計画メンテナンス ・計画の周知 ・各種対応の事前準備	・情報収集 ・感染予防対応の準備 ・感染予防対応/業務継続対応の事前アナウンス	・感染予防対応の本格実施 ・業務継続対応の準備		・感染予防対応の継続 ・業務継続対応の本格実施	・段階的縮小	
体制	組織				・主管部門による統括 ・緊急時体制の在り方検討	・各担当者による役割遂行		・対策本部を組成した組織一丸対応			
	役割分担	全体統括				・役割分担・代行者の検討	・実施				
		情報収集					・実施				
		利用者家族等への情報提供				・連絡方法等の整備	・連絡体制構築	・実施			
		感染予防対応に関する業務(業務B)の統括							・実施		
		業務継続対応に関する業務(業務A、C、D)の統括							・実施		
感染予防対応	事業所関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応※ ※発生後も継続して対応	個人対応の依頼		マスク・手洗い等の対策実施を依頼	・事前教育	・実施					
		組織として対応	備蓄品(感染予防対応用)の配備			・備蓄管理	・配備(また、不足分を見越して調達)				
			業務B① 来所に関するルール	来所時のマスク使用			・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施・受付掲示・予備用意		
				入口/トイレでのアルコール使用			・職員/利用者/委託業者等に事前案内		・実施・受付掲示		
				公共交通機関による来所禁止			・職員/委託業者等に事前案内		・実施		
				不要不急の来所禁止			・委託業者等に事前案内		・実施		
				来所者への事業所入口での検温実施	・管理ルールの整備	・委託業者等に事前案内		・実施・受付掲示			
				体調不良者の立ち入り禁止		・職員/委託業者等に事前案内		・実施・受付掲示			
				ハイリスク職員の出勤禁止	・該当者の把握	・該当職員に事前通知		・実施			
			業務B② その他ルール	検温・体調のデیلیーチェック	・管理ルールの整備	・職員/利用者/利用者家族に事前案内		・実施			
				状況に応じてワクチン接種	・方針整備/事前登録等	・職員/委託業者に事前案内		・同意とりつけ	・接種(体制が整い次第)		
			業務Dの縮小・休止	実習生・ボランティアの受け入れ休止		・職員/利用者/利用者家族に事前案内		・実施			
				不要不急の行事休止		・職員/利用者/利用者家族に事前案内		・実施			
				不要不急の外出・会議の休止		・職員/委託事業者等に事前案内		・実施			
			業務A・C・Dの業務体制縮小	最低限の人数で業務を遂行するようシフト検討	・人員と対応能力等の分析	・職員に事前通知		・同上			
	事業所関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	組織として対応	事業所内で発症	情報収集・報告		・職員/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				発症者にマスクを装着させる		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				空間的隔離を実施		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				事業所からの退出を依頼		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				病院に搬送	・病院との事前連携	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				消毒		・職員に事前通知		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				濃厚接触者の来所禁止		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
				情報開示		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所内で発症者がした場合)			
			事業所外で発症	情報収集・報告		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所外で発症者がした場合)			
				感染者の来所禁止		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所外で発症者がした場合)			
				消毒		・職員に事前通知		・実施(事業所外で発症者がした場合)			
				濃厚接触者の来所禁止		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所外で発症者がした場合)			
				情報開示		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内		・実施(事業所外で発症者がした場合)			
業務継続対応	業務の絞り込み	業務Dの縮小・休止		・業務分類の整理	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内			・実施			
		業務Cの縮小・休止		・業務分類の整理	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内			・実施			
	業務手順の変更(省力化等)	業務Aの業務手順変更		・業務手順変更の検討	・関係者(職員・利用者・利用者家族)に事前連絡			・実施			
		ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検証・シフト変更		・人員と対応能力等の分析 ・クロストレーニング	・情報集約開始			・実施		
	法人内での人繰りの検討			・情報共有開始							
	OB・OG 活用			・OB/OG へのアプローチ			・実施				
	地域応援要請		・近隣事業所等との事前連携	・近隣事業所等との情報共有			・実施				
	その他	委託業者の確保		・委託業者との事前連携	・委託業者との情報共有			・実施			
		備蓄品(業務継続用)の確保		・備蓄管理				・配備			
過重労働・メンタル対応		・病院との事前連携				・実施					

様式2 新型インフルエンザ等被害想定

<死傷者数、流行期間、ピーク時欠勤率等>

政府 想定	感染（罹患）者数	3,200 万人	（感染率…人口の 25%）
	医療機関受診者数	2,500 万人	
	入院者数	200 万人	（感染者入院率…6.25%）
	死亡者数	64 万人	（感染者死亡率…2%）
	流行期間	2 ヶ月	（1 回の流行の波に対し）
	感染ピーク時欠勤率	40%	

政府想定参考文献は以下の通り

- ・「新型インフルエンザ対策政府行動計画（平成 25 年 6 月）」
- ・「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）」新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
- ・「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）」（平成 21 年 2 月）

<発生段階ごとの被害想定概要>

		海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染速度		0～2 週間	2～4 週間	4～12 週間	12 週間後～
感染状況		某国で感染発生	国内で感染者第一号が発生	感染者がピーク	感染者は減少し、一部地域で感染が継続
社員の出勤状況		（平常通り）	一部で欠勤（家族の感染など）	欠勤率 40% 社内感染発生	徐々に出勤回復
社会インフラ	電気 水道 ガス	（平常通り）	（平常通り）	一部で支障 （人員不足で障害 対応の遅延など）	（平常通り）
	鉄道 バス	（平常通り）	発生地域を中心に一部支障	運行減少 （鉄道等で間引き運行を実施）	徐々に回復
	航空 旅客	発生国からの帰国増加。 国内空港で水際対策開始	（平常通り）	（平常通り）	（平常通り）
	銀行 証券			取扱業務の一部縮小 窓口業務の一部中断	徐々に回復
	外部関係先	（平常通り）	一部で委託業務の遅延・縮小	委託業務の遅延、中断	徐々に回復

様式3 新型インフルエンザ等に関する情報入手先

＜新型インフルエンザ等に関する主な情報入手先リスト(2015年2月現在)＞

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.CAs.go.jp/jp/influenzA/inDex.html 【内閣官房 HP > 新型インフルエンザ等対策室】
外務省海外安全ホームページ	http://www.Anzen.mofA.go.jp/ 【外務省 HP > 渡航関連情報 > 海外安全ホームページ】
厚生労働省感染症情報	http://www.mhlw.go.jp/seisA/kunitsuite/BunyA/kenkou_iryuu/kenkou/kekkAku-kAnsenshou/inDex.html 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報】
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niiD/jA/from-iDsC.html 【厚生労働省戸山研究庁舎 HP > 国立感染症研究所 > 感染症疫学センター】
日本医師会インフルエンザ総合対策	http://www.meD.or.jp/jmA/influenzA/ 【日本医師会 HP > 日本医師会 > インフルエンザ総合対策】
島根県・新型インフルエンザ等対策	https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/
邑南町 保健課	https://www.town.ohnan.lg.jp/www/section/1519277864160/index.html

様式4 新型インフルエンザ等に関する研修資料

研修教材(2015年2月現在)

(1) 新型インフルエンザの基礎知識(厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/BunyA/kenkou/kekkAku-kAnsenshou04/pDf/090217keikAku-08.pDf 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策関連情報 > 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」について > 事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン > 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の第2章】
(2) 新型インフルエンザ等対策について(厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/BunyA/kenkou/kekkAku-kAnsenshou01/DI/inful-poster25C.pDf 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 新型インフルエンザ等対策について】
(3) 正しい手の洗い方(厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/BunyA/kenkou/kekkAku-kAnsenshou01/DI/poster25B.pDf 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策 > 啓発ツール > 手洗いポスター】
(4) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(厚生労働省)
http://www.mhlw.go.jp/topiCs/kAigo/osirAse/tp0628-1/DI/130313-01.pDf 【厚生労働省 HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)の公表について」

様式 5 事業所内職員連絡網

<理事長・事業所長>

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	電子メール

<石見さくら会居宅介護支援事業所 職員>

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	電子メール

様式 6 事業所外連絡先リスト

<行政>

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
邑南町	地域包括	0855-95-1115		邑南町矢上 6000	
邑智郡総合事務組合	介護保険課	0855-72-3535	Kaigo1@ohchijim.jp	川本町川本 332-15	

<医療機関>

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
邑智病院	地域連携室	0855-95-2111		邑南町中野 3848-2	
大隅医院		0855-95-0313		邑南町中野	
矢上診療所		0855-95-3679		邑南町矢上 3823	
加藤病院	地域連携室	0855-72-0640		川本町川本 383-1	

<委託業者・取引先等>

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
邑南町西部社協	通所介護他	0855-95-0090		邑南町中野	
邑南町社協本部	配食サービス	0855-84-0332		邑南町高原	
楽屋	大畑	0855-95-1313			通所介護
サンホームみずほ	通所リハ	0855-84-0007			
ケアセンター三笠	通所リハ	0855-83-2050			
ケアサポートセンター	訪問看護他	0855-83-1820			
岩多屋	稗田	0855-32-4410			福祉用具
チャームランドリー		0855-28-1655			福祉用具
野田久		0855-83-1315			福祉用具

<同一法人他事業所・その他近隣事業所>

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
石見さくら会	事務局	0855-95-2504		邑南町矢上 347	
	希望の郷	0855-95-2940		邑南町矢上 3899-1	
	桃源の家	0855-95-0001		邑南町中野 574-3	
	香梅苑	0855-95-2777		邑南町矢上 347	
	いわみ西保育所	0855-95-0267		邑南町矢上 976-1	
	東保育所	0855-95-0928		邑南町中野 2310	
	日貫保育所	0855-97-0905		邑南町日貫 3053-8	
邑智福祉振興会	愛香園	0855-95-0811		邑南町中野 3600-1	
おおなん福祉会	ゆめあいの丘	0855-83-1717		邑南町上亀谷 2180-2	
	あさぎり	0855-87-0001		邑南町下口羽 391-2	

<利用者家族>

利用者名	家族（続柄）	電話番号	メール	住所	備考
〇〇	〇〇 〇〇	***-****-****	****@**.****.jp	〇〇〇〇〇	
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・	

※利用者家族については、「石見さくら会居宅介護支援事業所 ご利用者一覧表」で対応

様式 7 備蓄品（感染予防対策用品、業務継続用品）リスト

注：最低限、3日分をめどに備蓄すること

<感染予防対策用品リスト>

品名	数量	保管場所	消費期限	備考 (配布記録等)
N95 マスク	50 枚			未開封
KN95 マスク	200 枚			未開封
不織布マスク	50 枚			未開封
消毒用アルコール（擦式手指消毒剤）	2 本			4.5ℓ入
液体せっけん（ハンドソープ）	1 本			250 ml入
漂白剤（次亜塩素酸ソーダ）	1 本			5Kg 入
ゴム手袋（使い捨て）				
ゴーグル				
ウェットティッシュ				
ティッシュ				
ペーパータオル	5 袋			
加湿空気清浄機	1 台			R2 年度購入
非接触型体温計	2 本			R2 年度購入
体温計	1 本			
うがい薬				
ビニール袋				

（注：事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除）

<業務継続用品リスト>

品名	数量	保管場所	消費期限	備考（配布 記録等）
飲料水				
缶詰				
レトルト食品				
インスタント食品				

（注：事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除）

様式 8 来所者立ち入り時体温チェックリスト

注：備え付けの非接触型体温計で検温願います。体温が●度を超える場合は立ち入りをご遠慮いただいておりますので予めご了承ください。

月日	立ち入り 時間	退出時間	企業名 (利用者のご家族の 場合は記載不要)	氏名	訪問先 (立ち入り者名/担当者名など)	訪問先属性 (いずれかに○)	検温結果 (体温を記載)	備考
10/10	10 : 10	11 : 11	〇〇食品	〇〇 〇〇	〇〇課・〇〇	利用者／職員	36.5 度	←記載例
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		
/	:	:				利用者／職員		

様式9 職員体温・体調チェックリスト

職員及び同居家族等の健康チェックシート チェック対象者の氏名【 ①____、②____、③____、④____、⑤____、⑥____、⑦____、⑧____ 】

月日 チェック項目	(例) 10/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1 体温 (37.5度以上 ⇒ ×)	○															
2 鼻水	○															
3 せき	○															
4 くしゃみ	×															
5 全体倦怠感	○															
6 下痢	○															
7 嘔吐	×															
8 咽頭痛	○															
9 関節痛	○															
10 その他																
問題ある項目 (該当者氏名)	4 (一郎 ① 7 (花子 ②)															
チェック者サイン																

毎月事業所長、施設長へ提出 注1)上記チェック項目ごと対象者全員が問題なければ○印、一人でも症状があれば×印をつけ該当者を特定 注2)チェックの結果、家族に発熱など症状がみられれば出勤を見合わせる事(感染拡大対応策の各段階をご確認ください) 注3)毎日記載のこと 注4)帰省等のご家族も対象とすること(帰省中及びその後通算期間2週間、帰省日数の長短に関わらず報告対象)(新たな発症例が1カ月以上確認されていない地域【都道府県単位】は報告対象から除く) 注5)職員及び家族がPCR検査等受ける場合は速やかに事業所長施設長へ報告とし、本チェックシートも添付(対象職員は出勤停止の為FAX またはメール)すること(※PCR検査受診の情報は事業所所長施設長限りとすること)

様式 10 職員属性管理リスト

1 徒歩 30 分以内で事業所まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先

2 徒歩 30 分～1 時間で事業所まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先

3 事業所に来るまで徒歩で 1 時間以上かかる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先

様式 11 感染者管理リスト

<職員／利用者>

報告日	属性 (いずれかに○)	職員⇒所属 利用者⇒ 部屋番号	氏名	感染者 区分	発症 日	出勤 可能日 (見込)	発症日から○週間前 までの間の行動 (感染者が会った職員 名・触った事業所箇所 等)	管理 完了
10/10	職員 / 利用者	〇〇課	〇〇〇 〇	本人 / 同居家 族	10/5	10/20	△△と夕食を食べた / 〇号室で嘔吐した	
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		
/	職員 / 利用者			本人 / 同居家 族	/	/		

<その他>

報告日	企業・組織 名	氏名	発症日	発症前 直近の 来所日	発症日から○週間前までの間の行動 (感染者が会った職員名・触った事業 所箇所等)	管理 完了
10/10	〇〇食品	〇〇	10/5	10/9	〇〇課〇〇と面談した	済
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		